

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西郷村長 高橋廣志

|                   |   |
|-------------------|---|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 西郷村<br>(07461)                          |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 北部地区<br>(虫笠、真名子、上羽太、中久保、下羽太、長坂、柏野、赤淵、米) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和8年2月18日<br>(第1回)                      |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

北部地区は、後継者の不足、高齢化の進展による離農者の増加で、担い手への農地集積が進展していくと予想されるが、特に水稻部門において、農外収入の多い第2種兼業農家が大半をしめており、農業継続意思も強いいため、緩やかに農地集積が図られると予想される。このため、北部地区においては、農地の保全と担い手の育成を図っていく必要がある。【地域の基礎的データ】  
 農業を担う者:54経営体、多面的機能組織:2組織、中山間地域組織:1組織  
 主な作物:水稻、飼料作物、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業従事者は、年々減少するとともに高齢化が増加している。このような状況を踏まえ、農業がその生産力を十分に発揮し、持続的に発展していくため、農業の中核を担う認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織など、意欲ある担い手を確保し、担い手への農地集積を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 396.5 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 396.5 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針   |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針   |
| 担い手の経営意向を斟酌し、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化を進める。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針  |
| 傾斜が見込まれる中山間地に位置することから、農地の大区画化等の基盤整備については調査検討を進める。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| 新規就農者育成総合対策事業を活用して経営発展支援をすることで、認定新規就農者の確保を図る。また、西郷村担い手支援センターや福島県就農支援センター、県の専門職員と連携して、民間企業から就農を目指す村民や、今後就農を検討している後継者の研修支援を行うことで、農業に対する意欲向上を図っていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 作業の効率化が期待できる防除作業等は、JA等への委託を進める。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |           |   |             |   |         |   |          |  |      |
|---|-----------|---|-------------|---|---------|---|----------|--|------|
| ✓ | ①鳥獣被害防止対策 | ✓ | ②有機・減農薬・減肥料 | ✓ | ③スマート農業 |   | ④畑地化・輸出等 |  | ⑤果樹等 |
|   | ⑥燃料・資源作物等 | ✓ | ⑦保全・管理等     |   | ⑧農業用施設  | ✓ | ⑨耕畜連携等   |  | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①地域と有害鳥獣対策専門員による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②地域の特産物となるべく水稲について、段階的に減農薬・減肥料農業の推進を図っていく。
- ③規模拡大に伴う、労働力不足を補うため(ドローンや水管理システムなど)有効活用を図る。
- ⑦上羽太鶴ほたる、むしかさの里における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
- ⑨地域で生産された飼料作物(稲WCS、青刈りとうもろこし)は、一般財団法人西郷村農業公社で調整の上、地域の畜産農家に供給し、供給を受けた畜産農家からの家畜排せつ由来堆肥は、飼料作物栽培に取り組む生産者などに供給する。